



みんなに、うれしい。新しい非課税制度。



少額投資非課税制度 **ニーサ**

NISA

ガイドブック



Contents

- えっ、非課税の制度が始まるって本当なの?..... P.01
- NISAって、具体的にはどんな制度ですか?..... P.02
- NISAの基本的な仕組み..... P.03~P.05
- 投資信託って、元本は保証されているの?..... P.06
- NISA口座でもたくさん配金を受け取りたいのですが?... P.07
- 実際に口座を作るには、どうすればいいの?..... P.08
- 投資の基礎知識..... P.09~P.12
- 最後にこれだけはチェック! P.13

Q えっ、非課税の制度が始まるって本当なの？

A 2014年1月からNISA(ニーサ)がスタート! 口座開設の申込みは2013年10月からです。



もうすぐ
投資の税金が上がるって
聞いたんですが…。

はい。投資で得た利益に
かかる税金は、本来20%ですが、
今は10%に軽減されています。
この優遇税制が2013年末で
廃止されてしまうんです。



そろそろ投資を
始めようかと思って
いたのに、残念だわ。

ご安心ください。その代わりに新しく
NISA(ニーサ:少額投資非課税制度)が
始まるんです。

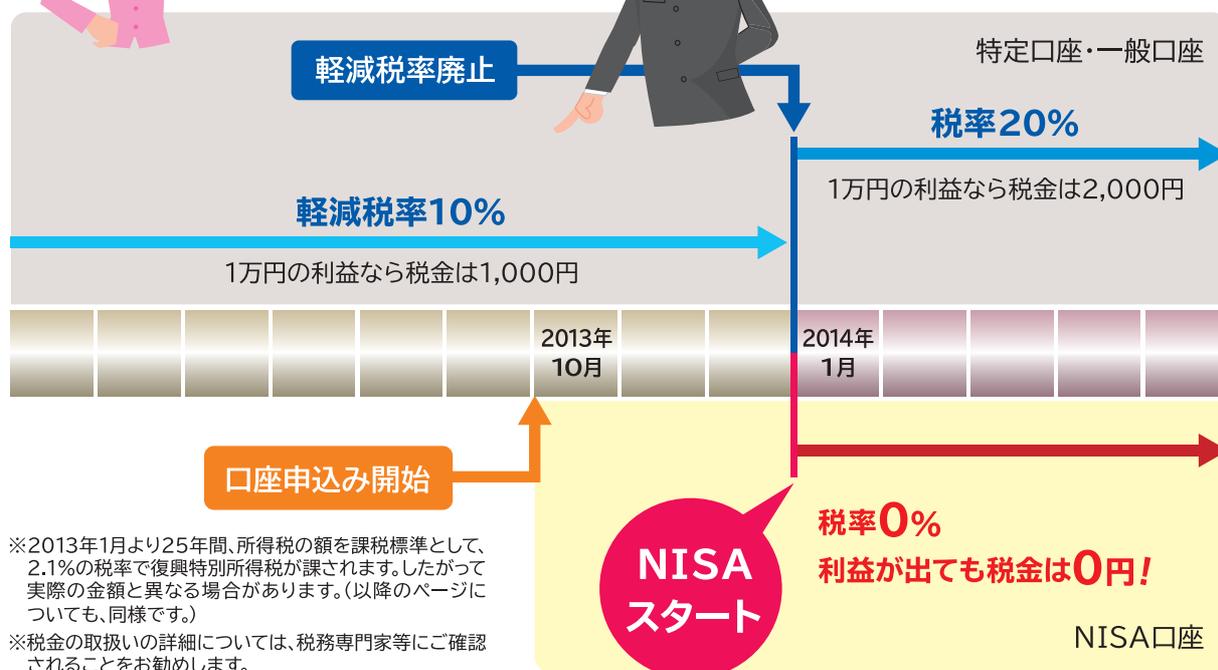


01



それはいいことを
聞きました。いつから
始まるんですか？

2014年1月のスタートですが、
専用口座は2013年10月から
申込みができます。



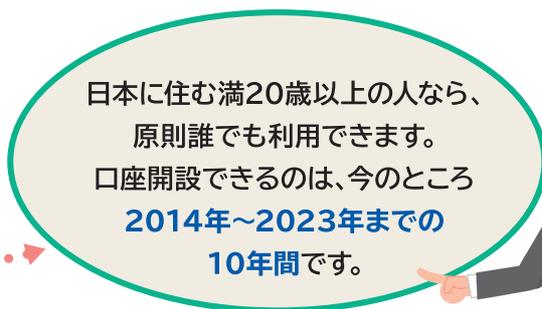
※2013年1月より25年間、所得税の額を課税標準として、2.1%の税率で復興特別所得税が課されます。したがって実際の金額と異なる場合があります。(以降のページについても、同様です)
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Q NISAって、具体的にはどんな制度ですか？

A 日本に住む20歳以上の人が利用でき、非課税になるのは株式や投資信託の利益です。



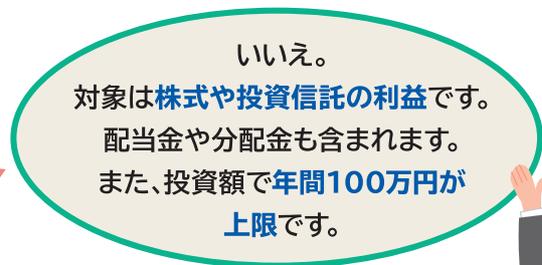
それじゃあ、僕も
利用できるんですね。



日本に住む満20歳以上の人なら、
原則誰でも利用できます。
口座開設できるのは、今のところ
**2014年～2023年までの
10年間**です。



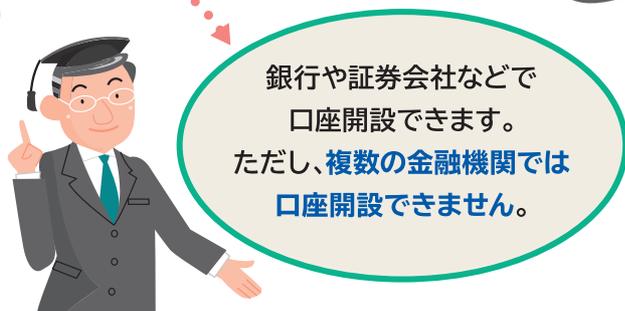
預貯金なども
対象になるんですか？



いいえ。
対象は**株式や投資信託の利益**です。
配当金や分配金も含まれます。
また、投資額で**年間100万円が
上限**です。



どこで申し込めば
いいんでしょう…。



銀行や証券会社などで
口座開設できます。
ただし、**複数の金融機関では
口座開設できません。**

利用できる人	その年の1月1日時点で満20歳以上の居住者(日本に住んでいる人)など。
開設できる口座数	1人1口座。
口座開設できる期間	2014年から2023年までの10年間。
非課税の対象	上場株式、株式投資信託などの利益(配当金、分配金含む)。
投資できる金額	年間100万円が限度、5年間で最大500万円。
投資できる期間	最長5年間(100万円×5年間で最大500万円)。※2023年までは100万円を上限に新たな非課税枠に移行可能(詳細はP.03)。
途中売却	いつでも売却可能(非課税枠の再利用不可)。

NISAの基本的な仕組み

1 非課税期間は5年ですが、 制度は10年間続きます。



非課税のまま10年間投資できる

NISAの非課税期間は最長5年間で、口座開設が可能な期間は2014年から2023年までの10年間の予定となっています。「5年？10年？なんだかこんがらがってしまう」という方のために、ここでもう少し詳しく説明します。

例えば、2014年の非課税枠100万円を投資したとすると、2018年末までの5年間はそこから生まれた利

益はすべて非課税となります。途中で売却することも可能ですが、6年目に新たに発生する非課税枠100万円を利用してさらに5年間非課税の投資を継続することも可能です。

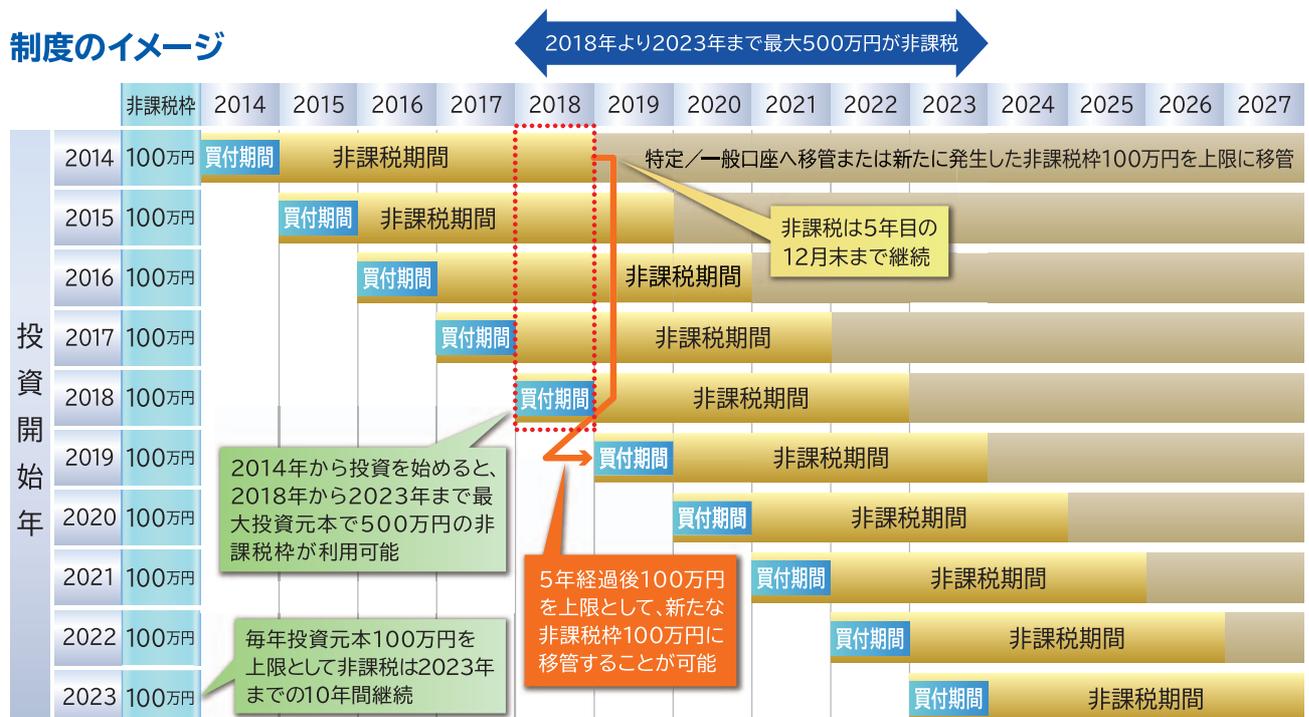
とはいえ、非課税枠が100万円なのは変わりません。仮に2018年末に100万円を超えていたとしても、超過分は新たな枠に移せませんので注意が必要です。

100万円×5の枠を上手に活かそう

毎年100万円ずつの枠をいっぱい活用したいという人は、2014年から毎年100万円ずつ投資していくと、2018年に500万円になります。現状では、2018年

の枠を制度の最終年である2023年の枠に移し、そこから5年間で終了の予定ですが、制度が延長される可能性もありますから、今後に注目したいですね。

制度のイメージ



2 値上がり益はもちろん、 分配金(普通分配金)の受け取りも非課税に。

値上がり益がそのまま手元に残る

これまで投資に対する利益が非課税になるとお話ししてきましたが、そもそも投資の対象となる投資信託や株式などは価格が変動する商品です。つまり、換金時に購入した時よりも値上がりしていれば、その差額が利益となるわけです。

例えば、10万円で購入した投資信託が換金時に11万円になっていれば、1万円が利益となり、2014年からはその20%の2,000円が税金として引かれてしまいます。

分配金も非課税の対象となります

投資信託の中には、「分配金」が出るタイプもあります。投資信託の分配金というのは毎月、隔月など決まったサイクルで収益の一部が支払われるものですが、投資信託を売却しなくても定期的に収益の一部を受け取ることができる便利な仕組みです。

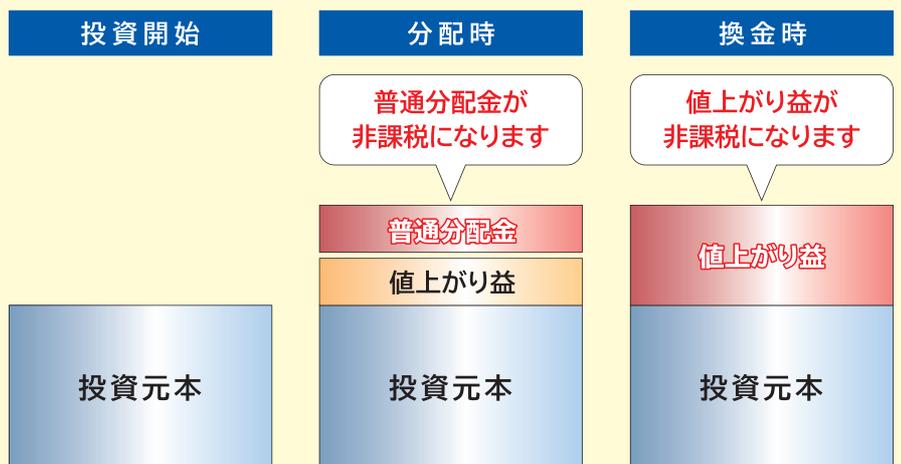
分配金は、原則、税金がかかります。それがNISAを活

手取りは10万8,000円となりますが、NISAを活用すると、11万円がまるまる手元に残るといことです。



用すれば、やはり非課税になるわけですね。分配金には「普通分配金」と「特別分配金(元本払戻金)」の2種類があります。特別分配金というのは、利益が出ていないときにも元本を取り崩して支払われる分配金のことで、そもそも税金がかかりません(詳細はP.07)。

NISA口座で 投資信託に投資した 場合のイメージ



NISAの基本的な仕組み

3 これだけは覚えておきたい、いくつかの注意点。



非課税枠の「年間100万円」は購入金額

NISAは、投資をするならぜひ利用したい制度ですが、注意点もあります。

第一に、当然ですが、利益が出なければ非課税の恩恵も受けられない、ということです。

第二に、損益通算ができない、ということ。特定口座、一般口座であれば、損失が出た場合には他の株式などの利益と損益通算することで課税額を減らせ

ますが、NISA口座ではこれできません。

第三に、上限100万円の金額は時価ではなく、購入金額だということです。100万円の枠いっぱい投資した後、値下がりしても非課税枠を使って買い増しはできません。また、売却した場合、利用した非課税枠が復活して再度非課税枠を利用できるわけではありません。

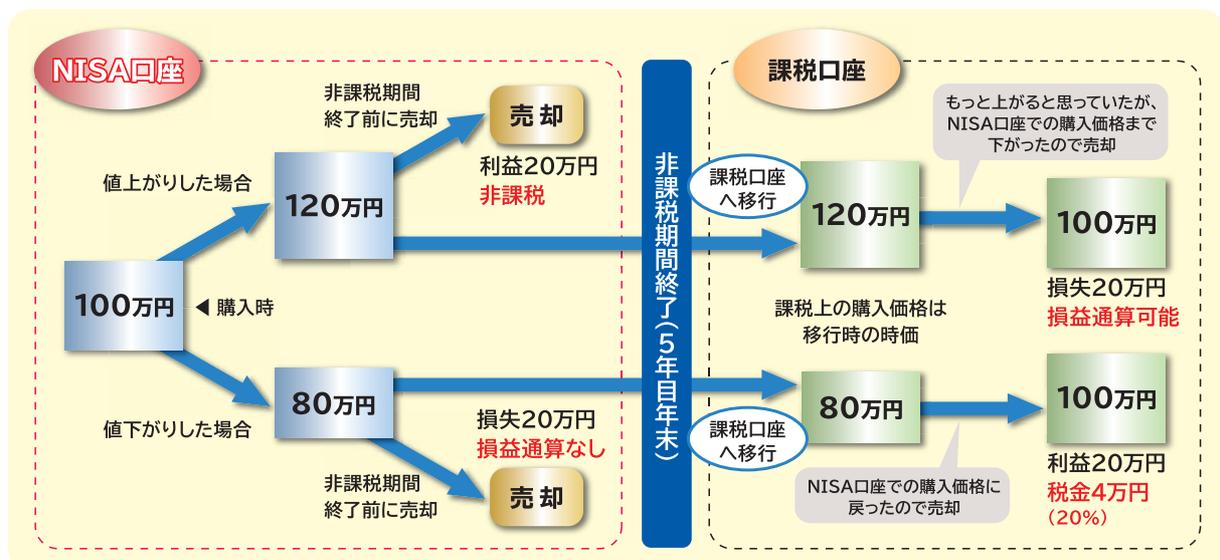
05

価格が戻っただけなのに課税される!?

非課税期間である5年目の年末までに売却せずに、特定口座などの課税口座に移せることは、P.03でご説明した通りです。この場合の課税についても要注意です。

株式などの残高は移っても、購入価格もそのまま移るわけではなく、課税口座の購入価格は、残高を移

す時点の時価となります。したがって、課税口座へ移す時点で値下がりしていた場合、その後に値上がりして売却すると、NISA口座での購入価格を下回っていても利益となり、課税対象になります。実質的には儲かっていないのに、20%課税されてしまうことになるわけです。



Q 投資信託って、元本は保証されているの？

A 元本は保証されませんが、 メリットも多い金融商品です。



投資信託について、
もう少し詳しく
教えてください。

投資家から少しずつお金を集め、
**運用の専門家が
皆さんの代わりに資金を運用
してくれる商品**のことです。



どんなメリットが
あるのかな？

たくさんの人から
少しずつ資金を集めてプロが運用するため、
1人分の金額は小さくても、
**大きな資金で効率よく運用できる
メリット**があります。



なるほど、
すごく便利な
商品なんだね。

投資信託は、
運用会社、信託銀行、販売会社によって
運用・管理・販売されています。これら**金融機関が
万一倒産するようなことがあっても、
お客さまの資金は投資額にかかわらず制度的に
守られています**。ただし、元本は
保証されていませんから、
その点は忘れずに。



投資信託にかかわる 3つの金融機関

販売会社 (銀行・証券会社など)

お客さまとの「窓口」。投資信託の購入や換金、分配金の支払いなどは販売会社を通して行なわれます。

委託会社(運用会社)

投資信託を作り、信託銀行に資金の運用を指図します。

受託会社(信託銀行)

運用会社の指示に従って株式や債券などの売買を行ない、資産を管理します。その資産は自社の資産とは区別され、その仕組みを分別管理といいます。

資産を
分別管理

Q NISA口座でもたくさん分配金を受け取りたいのですが？

A 特別分配金(元本払戻金)については注意が必要です。



NISA口座でも、
分配金を期待できる投資信託を
選んだ方がいいのかな……



じゃあ、分配金が
少ない投資信託が
いいのかな？

非課税口座という点がポイントです。
分配金には「普通分配金」と
「特別分配金(元本払戻金)」があります。
「特別分配金」は元本の払い戻しにあたるため、
課税口座でも税金はかかりません。
「特別分配金」が出ると元本が減っていくため、
NISAの非課税というメリットをあまり
受けられないこととなります。

一概に分配金が少ないほうが
いいというわけではありません。
要は、分配金だけでなく値上がり値下がり分も含めた
トータルの成果で考えたほうがいいのかということです。
値上がり分からの「普通分配金」であれば、
NISA口座の非課税というメリットを
活かせるわけですからね。



※「普通分配金」と「特別分配金(元本払戻金)」の違い

分配金には課税される分配金と課税されない分配金があります。課税される分配金を「普通分配金」、課税されない分配金を「特別分配金(元本払戻金)」といいます。課税の有無は、決算日の基準価額が課税上の購入価額を上回るかどうかで判断されます。つまり、その分配が値上がりしてい

る部分からであれば普通分配金として課税され、値下がりしており元本の払い戻しに相当する場合には特別分配金として非課税扱いになります。課税上の購入価額は投資したタイミングなどによって異なるため、普通分配金になるか特別分配金になるかもお客さまによって違います。

Q 実際に口座を作るには、どうすればいいの？

A 住民票の写しと申請書の2つの書類を、金融機関に提出してください。



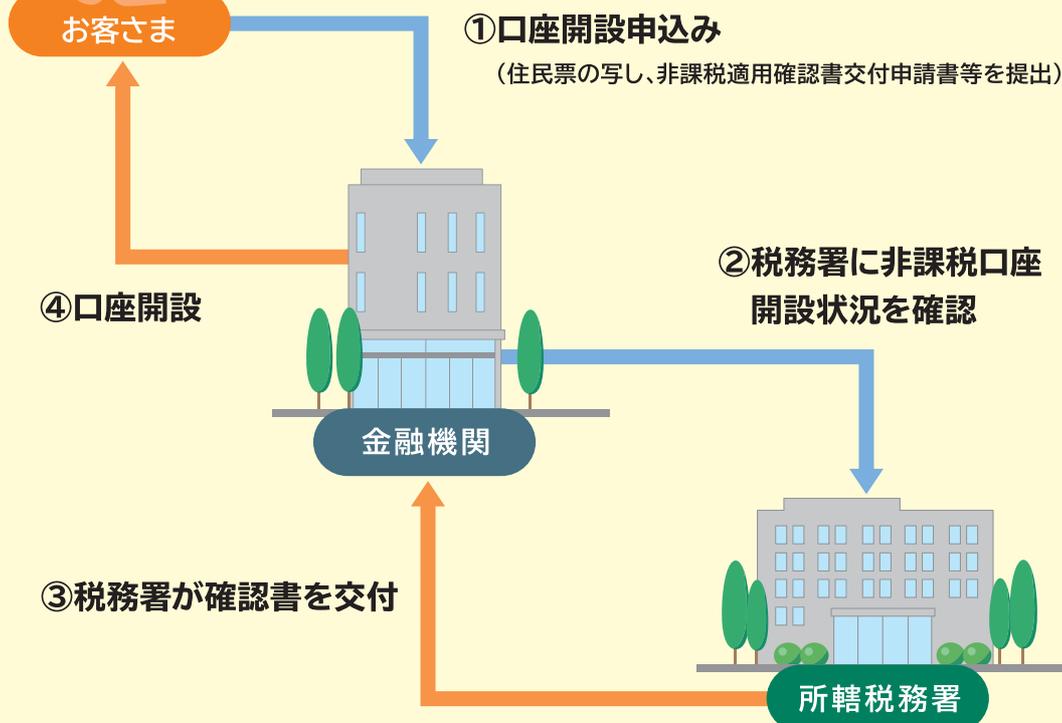
せっかくのチャンスですから、NISAを活用して投資を始めてみたいんですが、どんな手続きが必要ですか？



まず口座を開設するために、**住民票の写しと申請書**という2つの書類を金融機関に提出します。金融機関はそれらの書類を税務署に送付し、他に口座が作られていないか確認できれば口座開設の手続きができることになります。



口座開設のイメージ



投資の基礎知識

1 積極的に投資を考える時代 ～貯蓄から投資へ～

投資信託からはじめてみよう

投資を手軽に始めるのに適している金融商品として「投資信託」があります。投資信託は、さまざまな投資対象をパッケージにしたもので、少額から始められ、金融機関の窓口だけでなくインターネットなどで買うこともできるため、注目されています。投資対象の違いなどにより多くの種類があります。



主な投資対象は「株式」「債券」「不動産」

投資にはリスクがあります。リスクは、資産や投資する国によってさまざまです。ここでは資産とそのリスクについてご説明しましょう。

株式は、企業が資金調達のために発行する証券です。企業収益の一部が配当として株主に支払われます。一般には配当だけでなく、値上がり利益にも期待して投資します。しかし、仮に投資した企業が倒産し、上場廃止になると、大きく損失を被ることになります。株式投資をする際には株価動向だけではなく、企業の将来像を見据えた選択が重要になります。

債券は、国や企業が資金調達(=借金)するために発行する証券です(=借用証書)。つまり、国や企業にお金を貸すようなものです。株式とは違い保有期間中に利息が支払われ、償還(=満期)まで保有すれば額面が返ってくる仕組みとなっています。発行体の信用状況によっては、債務不履行に陥るリスクがあるものの、一般に株式よりもリスクは小さいと考えられます。国が発行する「国

債」や、会社が発行する「社債」などがあります。

不動産への投資には多額の資金や物件管理などの専門性も必要とされるため、なかなか手が出ないものでした。しかし、取引所に上場し比較的少額でも購入できる不動産投資信託(リート)を利用することにより、今では身近になっています。リートは、大型商業施設や集合住宅などを保有、運営した上で、その賃貸収入を主な収入源として投資家に分配する仕組みのものです。不動産価格やリートに関する税制度の変更等の影響を大きく受けることになります。



グローバル投資も考えてみよう

インターネットで世界の情報がすぐ届く時代、投資も同様です。世界中の資産に投資できます。安定の先進国か、成長著しい新興国かによっても、リスクリターンの期待は大きく異なることになります。

先進国は、政治・経済が相対的に安定していることから、投資先としての安心感も強く、多くの投資マネーが集まっています。債券投資の場合、金利は過去と比べて低い水準にあり、金利目的の投資では期待できるリターンはやや低いかもしれません。ただし、利払いや償還時に額面を受け取れないリスクは相対的に低いと考えられます。株式ではグローバルに事業展開している企業も数多く、世界の経済成長に投資することも可能です。

新興国の代表といえばBRICs(=ブリックス)などです。経済成長や人口増などから、消費拡大も期待でき、投資先としての魅力が高まっています。金利は一般に先進国より高いため、債券投資に魅力を感じるでしょう。株式は経済成長に伴う値上がり期待の投資妙味があります。ただし、先進国ほど経済は成熟していないため、投資先としての安心感はやや劣ります。また、流動性(=流通量)が低いなど新興国市場としてのリスクにも考慮する必要があります。



国内資産

国内株式	
国内債券	国債、地方債など 社債
国内リート (J-REIT)	など

海外資産

海外株式	先進国	
	新興国	
海外債券	先進国	国債、地方債など 社債
	新興国	国債、地方債など 社債
海外リート		など

※外貨建資産には、為替リスクもあります。



■当資料中のいかなる内容も将来の成果を示唆・保証するものではありません。
■裏表紙の「当資料のお取扱いにおけるご注意」をご覧ください。

2 リスクと聞くと「危険」という言葉が頭に浮かびませんか？

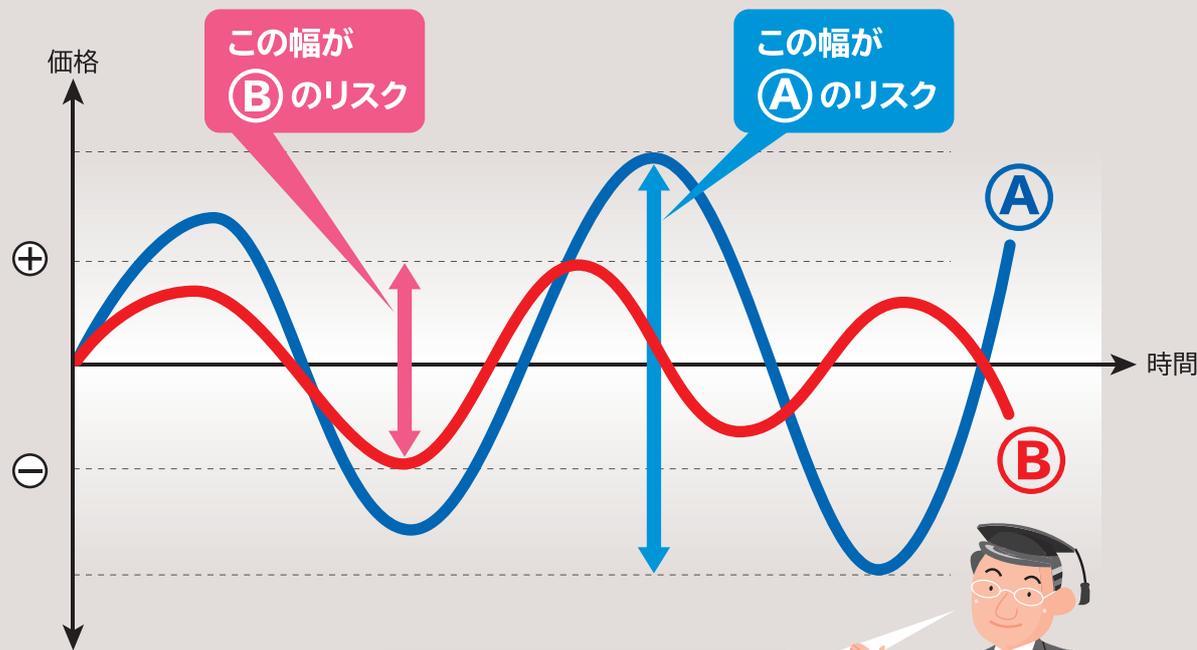


リスクとリターンの関係を知っておこう

投資というと、どうしても「難しい」「損をする」というイメージを持つ人もいらっしゃるのではないのでしょうか。確かに、投資は損をする可能性があることに間違いありません。これまでも何度か出てきた通り、それは「リスクがある」と言い換えられますが、投資におけるリスクとは、「＝危険」ではなく、「予想通りにならない可能性」を意味します。

つまり、思った以上に儲かる、思った以上に損をしてしまう可能性をリスクといいます。これを「値動きの幅」や

「ブレ幅の大きさ」と表現することもあります。リスクが高いほど、価格が上がったり下がったりする幅も大きくなり、利益も損も多くなる可能性があるわけです。投資をする際、「どのくらいの収益を期待するか」と同時に「それに見合うリスクを想定する」必要があります。このリスクとリターンの関係をどうとらえるかが、投資の出発点だといえるでしょう。



上下の値動きの幅が、大きいほど利益も損も、多くなりうるということですね。



リスクを小さくするコツとは？

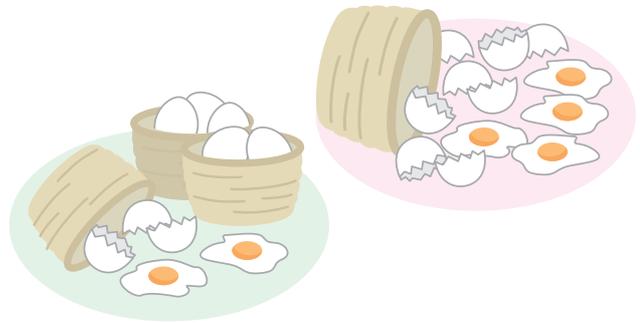
投資にリスクはありますが、リスクをなるべく抑えるためには3つのコツがあります。これはリスクと上手にお付き合いしていただく方法でもあります。

① 資産分散

「卵は1つのカゴに盛るな」という投資に関することわざをご存知ですか？すべての卵を1つのカゴに盛っていた場合、カゴを落とせばすべての卵が割れてしまいますが、いくつかのカゴに分けて卵を盛っていれば、1つを落としてもすべての卵を割ってしまうことは避けられるということを表しています。特定の商品だけに投資をするのではなく、複数の商品に投資を行ない、リスクを分散させることがリスクを小さくするコツです。

② 時間の分散

誰しも「投資タイミングがわからない…」と悩むものです。一度に投資せずに、何回かに分けて投資時期を分散すると、購入金額が平準化する傾向にあります。このように投資をするタイミングを分散させることもリスクを小



さくするコツです。

定期的に「一定の金額」で継続して投資をする「ドル・コスト平均法」を活用することなどで一度に高値で買ってしまったり、安値で買い損ねてしまったりするのを避けることができます。また平均購入価格を引き下げる効果があります。

③ 長期保有

市場は、短期間でみると一時的要因で大きく変動することがありますが、長期間で見ると、一時的要因の影響が小さくなる傾向があります。ですから、あまり短期で上がった、下がったと一喜一憂するのではなく、長期で投資することでリスクもある程度抑えられることが多いのです。このように時間を味方につけることもリスクを小さくするコツです。

価格変動リスク

株式や債券などの価格は、需給により常に変動します。一般的に、国内外の政治・経済情勢、企業の業績などの影響を受けて、上昇または下落します。

金利変動リスク

金利の状況は絶えず変動し、債券の価格は、金利動向の影響を受けます。一般に金利が上がった場合、債券の価格は下落し、反対に金利が下がった場合、債券の価格は上昇します。

信用リスク

有価証券の発行体の信用力にかかわるリスクです。例えば、債券についていえば、発行体の倒産などの理由により、債券の利子や償還金が、あらかじめ決められた条件で支払われないこともあります。

為替変動リスク

円と外国通貨の交換レートは、常に変動しています。外国の株式や債券などに投資する投資信託は、為替変動の影響も受けます。

主な「リスク」の種類

※この他にもさまざまなリスクがあります。

最後にこれだけはチェック!

皆さんの素朴な疑問にお答えします。



Q NISA口座で投資信託を100万円投資したら、値上がりして時価が120万円になりました。非課税のまま投資を続けられますか?

A 投資額の上限を計算するときは、時価ではなく投資額で行ないます。ですから、投資額が100万円なら、時価が100万円を超えても期間内は非課税は維持されます。

Q 最初の1年目は80万円だけNISA口座で投資しました。2年目は新しい非課税枠100万円に1年目の残りの20万円を加えて、120万円まで投資が可能なのでしょうか?

A 利用されなかった非課税枠は翌年以降に繰り越せません。2年目も投資可能なのは100万円までとなります。

Q すでに課税口座で投資信託を持っているのですが、これをNISA口座に移して非課税で運用できますか?

A 課税口座で保有している投資信託を、そのままNISA口座に移すことはできません。

Q NISA口座で100万円投資したところ、分配金が出ました。これを同じ年に再投資することはできますか?

A 投資額の上限を計算するときは投資額の累計で行ないます。(普通)分配金を非課税で受け取ることではできませんが、最初に100万円を投資したことで投資額の上限に達していますから、再投資分は非課税対象になりません。

Q いつ購入しても5年間は非課税で投資できるのですか?

A 非課税期間は年ベースで計算します。例えば、2014年にNISA口座で投資信託を購入する場合、それが1月でも12月でも、非課税期間は2018年12月未までとなる予定です。購入する時期によっては、非課税期間が5年になることも4年程度になることもあります。



投資信託の留意点

以下の記載は、金融商品取引法第37条により表示が義務付けられている事項です。お客さまが実際にご購入される個々のファンドに適用される費用やリスクとは内容が異なる場合がありますのでご注意ください。ファンドにかかる費用の項目や料率等は販売会社や個々のファンドによって異なるため、費用の料率は大和投資信託が運用する一般的

なファンドのうち、徴収するそれぞれの費用における最高料率を表示しております。また、特定ファンドの取得をご希望の場合には、当該ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので必ずご覧いただき、投資に関する最終決定はお客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。

お客さまにご負担いただく費用

ファンドのご購入時や運用期間中には以下の費用がかかります。

直接的にご負担いただく費用	
購入時手数料	料率の上限は、 3.15%(税込) です。
換金手数料	料率の上限は、 1.26%(税込) です。
信託財産留保額	料率の上限は、 0.5% です。

保有期間中に間接的にご負担いただく費用	
運用管理費用(信託報酬)	費用の料率の上限は、 年2.121%(税込) です。
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。(その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません)

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ファンドにより異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※詳細につきましては、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

■ファンドのリスクについて

ファンドは値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。また、新興国には先進国とは異なる新興国市場のリスクなどがあります。リスクの要因については、ファンドが投資する有価証券等により異なりますので、お申し込みにあたっては、ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

商号等 大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は投資判断の参考となる情報提供を目的として大和証券投資信託委託株式会社が作成したものであり、勧誘を目的としたものではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。